

令和7年度「自死遺族・自殺予防こころの相談電話～きょう こころ ほっとでんわ～」  
業務提案募集要項

1 委託業務の名称

令和7年度「自死遺族・自殺予防こころの相談電話～きょう こころ ほっとでんわ～」業務

2 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

3 委託内容

別添仕様書のとおり

4 参加資格

受託候補者は、次の要件の全てを満たしているものとします。

- (1) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録している者であること。又は、京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を有すると認められる者。ただし、京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を有すると認められる者が事業受託者に決定した場合は、契約締結時に京都市暴力団排除条例施行規則第7条の規定に基づく誓約書を提出していただきます。
- (2) 自らが提案した企画内容を自らが遂行するのに必要な運営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。
- (3) 個人情報の取扱いについて適切な保護措置を講じており、プライバシーマークを取得し、現在も保持していること。

5 参加手続等

参加を希望する場合、次のとおり提出してください。

(1) 参加申請

ア 次の書類を持参、郵送又はFAXにより提出してください。

(ア) 参加表明書(様式1) 【1部】

(イ) 企画提案者の概要がわかる書類(パンフレット等) 【2部】

イ 申請期間

令和7年2月7日(金)～2月20日(木)

なお、持参の場合は、土、日、祝日を除く午前8時30分から午後5時まで、郵送の場合は2月20日(木)必着とします。

(2) プロポーザルに関する質疑及び回答

プロポーザルに関する質問があれば、FAX又はメールで提出してください。電話

での質問には応じられません。なお、質問の提出は「(1) 参加申請」に記載する必要書類を提出した者のうち、参加資格がある者に限ります。

ア 受付期間

令和7年2月7日(金)～2月20日(木)午後5時着信分までとします。

イ FAX 番号

075-314-0504

京都市こころの健康増進センター相談援助課宛てにお願いします。

メールアドレス

kokoro-center@city.kyoto.lg.jp

メールタイトルを「プロポーザル参加に関する質問(きょうこころほっとでんわ)」としてください。

ウ 質問に対する回答

参加申請のあった方全員に対し、回答をメールで送信します。

(3) 企画提案書の提出

ア 提出書類

(ア) 企画提案書(任意様式) 【9部】

本業務の実施体制等仕様書の内容に沿って簡潔にまとめてください。

(イ) 過去5年間(令和2年度～令和6年度)の同種又は類似業務での受注実績(様式2) 【1部】

(ウ) 見積書及び経費内訳書(任意様式) 【9部】

【見積書については原本1部及び複写8部】

イ 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない場合

アに掲げる書類に加えて、次の書類を提出してください。

(ア) 納税証明書(国税及び市町村税) 1部

※ 申請日前3箇月以内発行のもの

(イ) 調査同意書(水道料金・下水道使用料) 1部

※ ホームページから様式をダウンロードしてください。

<https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/sanka/wto30/pdf/kyou05.pdf>

ウ 提出期限

令和7年2月25日(火)正午まで(郵送の場合は、左記期限必着)

(4) 提出場所及び提出方法

京都市こころの健康増進センター相談援助課まで持参又は郵送してください。

## 6 プレゼンテーション

(1) 日時

令和7年2月27日(木)午前中

※実施時刻については決まり次第、企画提案者に別途通知する。

(2) 実施場所

京都市役所分庁舎 4階 障害保健福祉推進室内 会議室

(3) 方法

説明 20分以内、質疑応答 10分程度とします。

説明に用いる資料は、提出された企画書・広報物のみとします。

## 7 受託候補者の選定方法及び結果の通知

(1) 選定方法

受託候補者選定委員会（保健福祉局障害保健福祉推進室・こころの健康増進センターで構成）において、提出書類及びプレゼンテーションを基に審査を行い、最も高い評価を得た提案を行った者を受託候補者として選定します。

業務受託候補者としては一業者のみを選定します。

また、応募者が一業者のみであってもプロポーザルは成立し、その場合は当該者について審査し、受託候補者として適当と認めた場合は受託候補者に選定します。

(2) 評価基準

別添令和7年度「自死遺族・自殺予防こころの相談電話～きょう こころ ほっとでんわ～」業務提案における評価基準参照

(3) 選定結果の通知

選定結果については、提案者へ電子メールにより3月7日（金）までに通知するとともに、書面にて通知し、京都市ホームページにて、選定結果と参加事業者及び評価点を公開します。

## 8 契約手続

選定された受託候補者は、提出書類に基づき、具体的事業内容を京都市と協議するものとし、京都市と受託候補者との間で具体的事業内容契約金について合意に達した場合に限り、委託契約を行うものとします。

協議が整わなかったときは、次に高い評価を獲得したものから順に、受託候補者として契約締結の協議を行います。

## 9 委託料上限額

7, 150, 000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

## 10 委託料の支払いについて

委託料は原則として、業務完了後、京都市の検査により経費額を確定したのちに支払います。ただし、受託者の財務状況等により、上半期と下半期に分割して支払う場合があります。

## 1 1 留意事項

- (1) すべての提出書類の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とします。また、応募に係る書類の事故等による未着について、京都市は責任を負いません。
- (2) 公募手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (3) 提出書類等の返却は行いません。
- (4) 提出期限以降における提出書類の差替え及び再提出は受け付けません。
- (5) 提出された書類に虚偽又は不正があった場合は失格とします。
- (6) 提出書類は、公文書公開請求があった場合、公開することがあります。
- (7) 今回の公募は、令和7年度事業の準備行為として実施するものです。今後、本事業に係る予算が成立しなかった場合は、事業を中止することがあります。この場合、本件調達のために行った準備行為等に係る費用が既に発生していても、応募者は、その費用を京都市に請求することはできません。
- (8) 京都市が示した契約上限額を上回る価格で見積書を提出したときは、失格とします。
- (9) 審査の経過等に関する問い合わせには一切応じません。

### 【問合せ先】

京都市こころの健康増進センター

相談援助課 担当：上田、善波

〒604-8845 京都市中京区壬生東高田町1番地の20

電話：075-314-0355 F A X：075-314-0504